

新旧対照表

世田谷区行政財産使用料条例

新	旧
<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 使用料は、1月当たりの額により算出するものとし、その額は、財産の種類および使用の状況に応じ、つぎの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地を使用させる場合には、当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価額に1,000分の2.5を乗じて得た額</p> <p>(2) 建物を使用させる場合には、当該建物およびその敷地について、それぞれつぎにより算定した額を合計して得た額</p> <p>(一) 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持および保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価額に1,000分の6を乗じて得た額</p> <p>(二) 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額</p> <p>(3) 建物の一部を使用させる場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額</p> <p>(4) 建物以外の工作物を使用させる場合には、当該工作物の種類に応じ、土地または建物の使用料の例により算出して得た額</p> <p>(5) 動産を使用させる場合には、当該動産の推定再取得価額、耐用年数、維持および保存の状況等を考慮して算定した当該動産の適正な価額に1,000分の8.5を乗じて得た額</p> <p>2 建物の一部を使用させる場合であって、使用期間が1日に満たないときの使用料は、前項第3号の規定にかかわらず、適正な方法により算定した額とする。</p> <p>3 建物の一部を使用させる場合であって、会議室等を使用させるときの使用料は、第1項第3号及び前項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。</p> <p>4 建物の一部を使用させる場合であって、会議室等を葬儀のために使用させるときの使用料は、第1項第3号及び前2項の規定にかかわらず、1日につき5,000円から10,000円までの範囲内において区長が定める額とする。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、世田谷区公有財産管理規則(昭和39年3月世田谷区規則第5号)第23条の2第2号に該当する電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供するために必要な電柱(支柱、支線を含む。)、電線、水道管、下水道管、ガス管、公衆電話所及び郵便ポスト等を設置するために使用させるときの使用料は、規則の定める</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 使用料は、1月当たりの額により算出するものとし、その額は、財産の種類および使用の状況に応じ、つぎの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地を使用させる場合には、当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価額に1,000分の2.5を乗じて得た額</p> <p>(2) 建物を使用させる場合には、当該建物およびその敷地について、それぞれつぎにより算定した額を合計して得た額</p> <p>(一) 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持および保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価額に1,000分の6を乗じて得た額</p> <p>(二) 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額</p> <p>(3) 建物の一部を使用させる場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額</p> <p>(4) 建物以外の工作物を使用させる場合には、当該工作物の種類に応じ、土地または建物の使用料の例により算出して得た額</p> <p>(5) 動産を使用させる場合には、当該動産の推定再取得価額、耐用年数、維持および保存の状況等を考慮して算定した当該動産の適正な価額に1,000分の8.5を乗じて得た額</p> <p>2 建物の一部を使用させる場合であって、使用期間が1日に満たないときの使用料は、前項第3号の規定にかかわらず、適正な方法により算定した額とする。</p> <p>3 建物の一部を使用させる場合であって、会議室等を使用させるときの使用料は、第1項第3号及び前項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。</p> <p>4 建物の一部を使用させる場合であって、会議室等を葬儀のために使用させるときの使用料は、第1項第3号及び前2項の規定にかかわらず、1日につき5,000円から10,000円までの範囲内において区長が定める額とする。</p>

【別紙 2】

ところによる。

(使用料の減免)

第5条 区長及び世田谷区教育委員会(以下「区長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項、第2項及び第5項に規定する使用料について、相当と認める額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は公共団体が公用又は公共用に供するために使用するとき。
- (2) 区の指導監督を受け、区の事務・事業を補佐し、又は代行する団体が当該補佐し、又は代行する事務・事業の用に供するために使用するとき。
- (3) 乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者又は生活困窮者その他の支援を要する者並びにそれらの家族を対象とした社会福祉事業を行い、又は行おうとする者が、乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者又は生活困窮者その他の支援を要する者並びにそれらの家族を対象とした社会福祉事業の用に供するために使用するとき。
- (4) 施設、近隣住宅又は施設利用者のため、運輸、電気、水道、ガス供給その他公益事業の用に供するために使用するとき。
- (5) 職員及び施設利用者のため、食堂、売店等の厚生施設を設置するために使用するとき。
- (6) 隣接土地所有者又は使用者が、当該土地利用のため、相隣関係上やむを得ないと区長等が認めるとき。
- (7) 町会・自治会、消防団その他の地域活動団体又は特定非営利活動法人等が、公共又は公益の用に供するために使用するとき。
- (8) 公共的又は公益的な活動を行う者が、事務所等管理業務の用に供するために使用するとき。
- (9) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間その用に供するために使用するとき。
- (10) 行政財産の使用の許可を受けた者が地震、火災、水害等の理由により当該行政財産を使用の目的に供し難いと区長等が認めるとき。
- (11) 前各号のほか、区長等が特に必要があると認めるとき。

2 区長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第3項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)が直接公益のために使用するとき。5割に相当する額
- (2) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。5割に相当する額

(使用料の減免)

第5条 区長及び世田谷区教育委員会(以下「区長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項及び第2項に規定する使用料について、相当と認める額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は公共団体が公用又は公共用に供するために使用するとき。
- (2) 区の指導監督を受け、区の事務・事業を補佐し、又は代行する団体が当該補佐し、又は代行する事務・事業の用に供するために使用するとき。
- (3) 保育の事業を行い、又は行おうとする者が保育の事業の用に供するために使用するとき。
- (4) 介護保険の事業を行い、又は行おうとする者が介護保険の事業の用に供するために使用するとき。

(5) 行政財産の使用の許可を受けた者が地震、火災、水害等の理由により当該行政財産を使用の目的に供し難いと区長等が認めるとき。

(6) 前各号のほか、区長等が特に必要があると認めるとき。

2 区長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第3項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)が直接公益のために使用するとき。5割に相当する額
- (2) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。5割に相当する額

【別紙 2】

<p>(3) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。3割に相当する額</p> <p>(4) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び前2号に該当する学校を除く。)をいう。)又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。3割に相当する額</p> <p>(5) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長等が必要があると認めるとき。区長等が相当と認める額</p> <p>(6) 前各号のほか、区長等が特に必要があると認めるとき。区長等が相当と認める額</p> <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第4項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する保護を受けている者が使用するとき。全額</p> <p>(2) 生活保護法第18条第2項に規定する葬祭を行う者が使用するとき。全額</p> <p>(3) 火災その他の災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態にある者が使用するとき。全額</p> <p>(4) 前3号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。区長が相当と認める額</p> <p>4 第2項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による使用料の額、減額又は免除は、本施行日以後の使用許可にかかる使用料について適用し、それ以前に許可を受けて行政財産を使用している者については、その許可が満了するまでの間、なお従前の例による。</p>	<p>(3) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。3割に相当する額</p> <p>(4) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び前2号に該当する学校を除く。)をいう。)又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。3割に相当する額</p> <p>(5) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長等が必要があると認めるとき。区長等が相当と認める額</p> <p>(6) 前各号のほか、区長等が特に必要があると認めるとき。区長等が相当と認める額</p> <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第4項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する保護を受けている者が使用するとき。全額</p> <p>(2) 生活保護法第18条第2項に規定する葬祭を行う者が使用するとき。全額</p> <p>(3) 火災その他の災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態にある者が使用するとき。全額</p> <p>(4) 前3号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。区長が相当と認める額</p> <p>4 第2項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>
--	--